柏崎市議会予算決算常任委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会委員会条例(平成3年条例第29号。以下「条例」という。)及び新潟県柏崎市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、予算決算常任委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置等)

- 第2条 規則第102条の規定により、委員会に次の各号に掲げる分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局の予算及び決算(施策・事務事業評価を含む。)に関する事項を担当させるものとする。
  - (1) 総務分科会 総務常任委員会の所管する部局
  - (2) 文教厚生分科会 文教厚生常任委員会の所管する部局
  - (3) 産業建設分科会 産業建設常任委員会の所管する部局
- 2 委員会の委員は、当該委員が所属する条例第2条第3項第1号から第3号までに規定する常任委員会に対応する分科会に、それぞれ 所属するものとする。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、それぞれ当該分科会に 対応する常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 4 分科会は、分科会長が招集する。
- 5 分科会長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 6 分科会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副分科会長が分科 会長の職務を行う。
- 7 分科会は、当該分科会に所属する委員の定数の半数以上の出席が なければ、会議を開くことができない。
- 8 分科会は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案のうち、その 担当に属する部分を分担して審査又は調査する。
- 9 分科会は、公開とする。ただし、分科会の決定により秘密会とすることができる。
- 10 分科会の開催日が対応する常任委員会と開催日と同日の場合は、 分科会の審査を常任委員会の審査と区分して行うものとする。
- 1 1 前各項に定めるもののほか、分科会の運営については、条例及

び規則の委員会に関する規定の例による。

(分科会作業部会の設置)

第3条 分科会は、審査及び調査について当該分科会に所属する委員間で協議又は調整を行うため、作業部会を設けるものとする。作業部会の運営については、新潟県柏崎市議会委員協議会運営要綱の規定の例による。

(運営会議の設置等)

- 第4条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に運営会議を置く。
- 2 運営会議は、委員会及び分科会の運営に関する次の事項について 協議又は調整を行う。
  - (1) 議案審査又は調査の日程等に関する事項
  - (2) 総括質疑の実施の有無及び質疑者の順序に関する事項
  - (3) 付託議案の取扱い等に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項
- 3 運営会議の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 委員会の委員長及び副委員長
  - (2) 議会運営委員会の委員長及び副委員長
  - (3) 分科会長及び副分科会長
  - (4) 前 3 号のいずれにも該当しない会派の代表者
- 4 運営会議は、委員会の委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 運営会議は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くこと ができない。
- 6 運営会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査及び調査)

- 第5条付託議案の審査の方法は、次に掲げる方法とする。
  - (1) 委員会は、付託議案を各分科会に送付し、各分科会の分担による審査(以下「分科会審査」という。)を行う。
  - (2) 分科会審査は、理事者側に対する質疑の後、委員間討議による 意見集約を行うものとし、討論及び採決は行わない。この場合に おいて、分科会は、分科会が担当する議案の継続審査又は議案の

修正をすることができない。

- (3) 各分科会長は、分科会審査における質疑及び意見をまとめ、委員会で報告する。
- (4) 委員会は、各分科会長報告に対する質疑及び討論を経て表決を 採るものとする。
- (5) 委員会の審査結果については、委員長が本会議において報告するものとする。
- 2 運営会議は、付託議案の内容に応じて前項に規定する審査の方法の変更又はその一部若しくは全部の省略について決定することができる。
- 3 所管事項の調査は、その案件に応じて運営会議で調査方法を決定するものとする。

(関連議案等の範囲)

- 第6条 委員会に付託される議案の範囲は、次に掲げる議案とする。
  - (1) 予算又は決算議案
  - (2) 基金の設置など予算の根幹に関わる議案
  - (3) 新潟県柏崎市手数料条例(平成11年条例第32号)に係るもののほか歳入予算を伴う議案
  - (4) 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第13 号)に係るもののほか歳出予算を伴う議案(予算の執行に係るものを除く。)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が議会運営委員会に諮問し、 委員会に付託することが適当と認めたもの

(総括質疑)

- 第7条 総括質疑は、議案付託後に開催する委員会の全体会で行うも のとする。
- 2 総括質疑は、当初予算議案及び決算議案の全体に係る内容又は複数の分科会に関連する内容について行うものとする。
- 3 総括質疑をしようとする委員は、委員長が定めた期間内に、委員長にその要旨を文書で通告しなければならない。
- 4 総括質疑の通告書については、その内容を運営会議において整理 した上で、市長に送付するものとする。

(説明員)

- 第8条 委員会は、運営会議の決定を経て必要に応じて条例第21条 の規定により説明員の出席を求めるものとする。
- 2 分科会は、担当する説明員の出席を求めるものとする。

(開催場所)

第9条 委員会、分科会及び運営会議は、委員会室で開催するものと する。

(会議の記録)

第10条 分科会及び運営会議の記録については、条例第30条の規 定の例による。

(傍聴)

第11条 分科会及び運営会議の傍聴については、条例第19条及び 新潟県柏崎市議会委員会傍聴規則(平成11年議会規則第2号)の 規定の例による。

(インターネット中継)

第12条 委員会及び分科会は、インターネット中継を行う。ただし、 規則第164条の2に規定する委員協議会及び分科会作業部会並 びに運営会議は、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営等 に関し必要な事項は、委員長が運営会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。